

山口市男女共同参画推進審議会の公募委員選考実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市男女共同参画推進審議会の委員を市民から公募するため、公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、公募委員の選考方法及び選考基準並びに公募委員の決定について定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は地域生活部長を、委員は次の各号に掲げる職をもって充てる。

- (1) 地域生活部次長
- (2) 総務部次長
- (3) 商工振興部次長
- (4) 地域生活部人権推進課長

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(選考方法)

第4条 公募委員の選考方法は、応募された作文により行う。

(作文の採点基準)

第5条 作文の評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 主旨は、論理的かつ明確で一貫性があるか
 - (2) 本市の現状を的確に捉え、課題を発見できているか
 - (3) 与えられたテーマにそった提言がなされているか
 - (4) 新たな視点や知見に基づく考え方が示されているか
 - (5) 用語は正確・適正に使われ、誤字や脱字はないか
- 2 評価項目ごとの配点は、別表のとおりとする。

(委員の選考)

第6条 委員会は、前条の基準により採点した各選考委員の合計点数の上位者より若干名を公募委員として選考する。

2 委員会は、前項により選考した結果を市長に報告する。

(委員の決定及び通知)

第7条 市長は、前条第2項の結果に基づき公募の委員の採否を決定し、各応募者ごとの決定結

果を全ての応募者に通知する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域生活部人権推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月10日から施行する。

別表（第5条関係）

評価項目		採点基準					配分率	配点
		5点	4点	3点	2点	1点		
(1)	主旨は、論理的かつ明確で一貫性があるか	非常に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る	×3.0	15
(2)	本市の現状を的確に捉え、課題を発見できているか						×4.0	20
(3)	与えられたテーマにそった提言がなされているか						×5.0	25
(4)	新たな視点や知見に基づく考え方が示されているか						×6.0	30
(5)	用語は正確・適正に使われ、誤字や脱字はないか						×2.0	10